



平成26年4月1日から

京都市空き家の活用,適正管理等に関する条例

が施行されます。
した。

私たちのまち京都は、平安建都以来1,200年以上にわたり、都市の営みを継承し、住まいやまちの文化を形成してきました。この歴史は、人と人がつながり、支え合いながら、良い物を見極め、大切に守り、手入れをすることで積み重ねてきたものです。

しかしながら、近年、長期にわたり住み手のいなくなった空き家が増加し、これらが十分に手入れされないまま放置されることにより、周辺的生活環境の悪化はもとより、地域コミュニティやまちの活力の低下、ひいては住まいやまちの文化が喪失されていくことが懸念されています。

京都市では、これまでも空き家に関する様々な取組を進めてきましたが、今後とも、まちの活力を維持し、京都が京都であり続けるためには、より一層の対策を推進する必要があります。

そこで、これまで培われてきた地域の力を生かし、市民の方々や事業者等との連携のもと、空き家の活用をはじめ、予防や適正管理等を総合的に推進するための条例を制定しました。

建築物の所有者・管理者の方へ

●居住中・使用中の段階から、空き家化の予防に努めましょう！

空き家が生じ放置される要因として、建物の老朽化が進み活用が困難である、相続や登記が適切に行われず所有者や管理者がはっきりしないといったことなどが挙げられます。

このため、自らの住まいや建物について、居住中または使用中の段階から、維持管理をしっかりとす、現状にあわせて登記を変更する、引き継ぎ方をあらかじめ決めておくなど、長期間にわたり空き家としないための取組を進めましょう。そのことが、自らの財産を保護し、価値を高めることにもつながります。

空き家の所有者・管理者の方へ

●空き家や跡地を活かしましょう！

使われなくなった空き家は、老朽化が早まります。また、しっかりと管理されていても、空き家が増え続けると、まちの活力の低下や地域コミュニティの希薄化などにつながります。

空き家は、住まいとしてはもとより、様々な形で活用できるまちづくりの資源です。自身のため、地域のため、そして京都のまちのためにも空き家の活用に取り組みましょう。また、空き家を除却した場合の跡地についても、同様の理由から、空き地のまま放置しないようにしましょう。

※京都市ホームページより引用

空き家(一軒家)に関するご相談は、京都市空き家相談員までお気軽にご連絡ください。

[京都市地域の空き家相談員]

登録番号 北第003号 石本 浩治(株式会社学生ハウジング 電話075-723-3215)